

もとす広域連合

第100号

令和7年
4月1日発行

わっちら

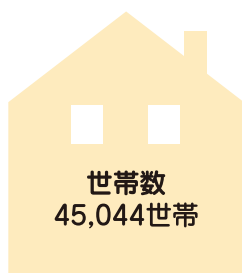
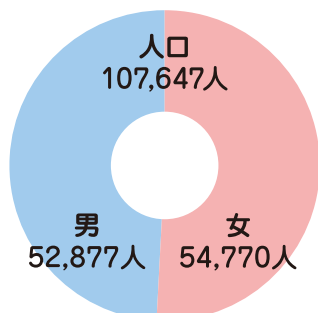
祝
創刊100号!

老人福祉施設
大和園

新年会のように

管内の人口と世帯数

(令和7年2月1日現在)



主な内容

「わっちら」100号発行に寄せて、65歳未満の人の 介護保険申請	2
介護保険料の納入通知書の発送、介護保険料Q&A	3
令和6年第4回臨時会・令和7年第1回定例会報告	4
令和7年度歳入歳出予算	5
療育医療施設(幼児療育センター・休日急患診療所)	6
老人福祉施設大和園	7
地域包括支援センター、職員募集	8

「わっちら」100号発行に寄せて



もとす広域連合長 藤原 勉

瑞穂市、本巣市、北方町から成る「もとす広域連合」の広報誌「わっちら」が、創刊100号を迎えるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

もとす広域連合は、平成12年度から始まった介護保険事業を、旧本巣郡7町村共同で行うため、平成11年6月に「もとす介護保険広域連合」として設立した後、すでに共同処理していた老人福祉施設大和園や幼児療育センター、休日急患診療所、衛生施設を加えて、平成13年4月に発足しました。

広域連合の業務は、子どもからお年寄りまで多岐にわたるとともに、この地域のみなさんの日常生活に欠くことのできない住民サービスをこれまで実施してまいりました。

この間、「わっちら」は、平成12年4月に創刊号として始まり、みなさんに支えられて25年、本号をもちまして100号を迎えることができました。これもひとえにみなさんのご理解とお力添えの賜物であることに深く感謝申し上げますとともに、今後ともこの「わっちら」が、みなさんと広域連合との架け橋となり、各種お知らせをはじめ、施設利用者のみなさん、地域住民のみなさんの笑顔をお届けしてまいります。さらに、次の200号、300号を目指して、読者のみなさんの立場に立ち、わかりやすさ、親しみやすさを念頭に置いて、発行に努めてまいりますので、今後ともご愛読賜りますようお願い申し上げます。

65歳未満の人は、介護保険を申請する際に、医療保険情報の確認が必要です!!

40歳～64歳の人が介護保険を申請するには、厚生労働省が指定する16疾病(特定疾病)に該当している必要があります。また、申請の際には加入している医療保険の資格情報がわかるものを、窓口で掲示していただく必要があります。

～医療保険情報の確認方法～ 以下の3つの方法で確認できます。

①医療保険証(有効期限内のもの)を窓口で提示

②【マイナ保険証を保有している場合】

マイナ保険証を使って自身のスマートフォンなどでマイナポータルにアクセスしていただき、資格情報の表示画面を窓口で提示

③【マイナ保険証を保有していない場合】

資格確認書(※)の提示

※ 医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない人、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない人へ交付される書類





介護保険料の納入通知書(仮徴収分)の 発送について

令和7年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書(仮徴収分)の発送は**4月上旬**を予定しています。

今回お送りする通知書(仮徴収分)については、【特別徴収】(年金からの天引き)が4月からある人のみ、送付します。※年金からの天引きのため、納付書は入っていません。

- 前年度より引き続き特別徴収の場合は、1回あたりの保険料の金額は前年度の2月分と原則同額となっています。
- 4月から年金天引きが開始される場合、令和6年度の所得段階における年間介護保険料額を6回(年金支払い回数)で割った金額を、1回あたりの天引き額とします。

ご不明な点・質問などがございましたら、担当課までご連絡ください。
介護保険課 保険係 ☎058-320-2220

介護保険料Q&A

介護保険制度は、みなさんが納めていただく介護保険料と公費(国・県・市町負担金)によって支えられています。介護保険料に関するよくあるお問い合わせについてお答えします。

Q. 去年の収入は年金しかないのに、どうしてこんなに保険料が高いの？

- A.** 保険料は、本人の収入状況および世帯員の住民税課税状況により判定されます。
- また、令和7年度の保険料は本来前年(令和6年中)の所得などから判定するところですが、4月時点ではまだ前年所得が確定していないため、今回の仮徴収では前々年(令和5年中)の所得・課税状況によって仮に算定しています。
- ただし、7月に行う本算定で所得段階が変わった場合は、本徴収(10月以降のお支払い分)で調整します。本算定の結果、仮徴収の金額で支払い過ぎとなった場合は、後日差額をお返します。くわしくは7月にお送りする納入通知書をご確認ください。

Q. 送られた通知書をみると、4月より6月・8月の保険料が高くなっています。なぜですか？

- A.** 4月分の特別徴収保険料は、前年度の2月分と同額が天引きされます。しかし、4月分の天引き額が今年度の年間保険料額を6回(年金支払い回数)で割った金額と比べて少額だった場合、6月・8月の天引き額を4月と同額にすると、10月以降の天引き額が高額となってしまいます。したがって、年間を通して1回あたりの天引き額の差を小さくするために、6月・8月の天引き額を調整させていただいています。

Q. 一度年金天引きになったら、今後は納付書などで支払うことはありませんか？

- A.** 年金天引きとなった後でも、普通徴収(納付書や口座振替でのお支払い)となる場合があります。例えば、次のような場合が考えられます。

- 前年度(令和6年度)介護保険料が所得変更などの理由で変更があり、第6期分(令和7年2月14日)の介護保険料天引き額が0円だった(年金天引きが行われなかった)。
- 所得申告の修正などにより、年度の途中で介護保険料が増額になった。
- 年金が一時差し止め(または担保)になって天引きができなかった。

特に、これまで年金天引きだった人で今回の仮徴収の通知が送られていない人は、今年度は普通徴収の期間があります。7月にお送りする納入通知書を必ずご確認ください。



令和6年第4回

もとす広域連合 議会臨時会開催

令和6年第4回もとす広域連合議会臨時会が、令和6年12月19日1日限りの会期で開催されました。

条例改正1件、令和6年度補正予算3件の議案が上程され、慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

提出議案（広域連合長提出）

議案第22号

もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
令和6年8月の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うもの。

議案第23号

令和6年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万9千円を追加し、総額をそれぞれ5億6,077万7千円とするもの。

議案第24号

令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について

歳出予算内の組替えの補正（予算の総額は歳入歳出それぞれ増減なし）

議案第25号

令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ599万千円を追加し、総額をそれぞれ9億5,696万千円とするもの。

令和7年第1回

もとす広域連合 議会定例会開催

令和7年第1回もとす広域連合議会定例会が、2月6日から2月18日までの13日間の会期で開催されました。

条例改正4件、令和6年度補正予算3件、令和7年度当初予算3件の議案が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

提出議案（議会運営委員会提出）

発委第1号

もとす広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。

提出議案（広域連合長提出）

議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
刑法等の一部を改正する法律において、懲役および禁錮を廃止し、

これらに代えて拘禁刑を創設することに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。

議案第2号

もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
令和6年の人事院勧告の内容に鑑み、関係条例について、所要の改正を行うもの。

議案第3号

もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

令和6年の人事院勧告の内容に鑑み、関係条例について、所要の改正を行うもの。

議案第4号

令和6年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万3千円を減額し、総額をそれぞれ5億6,072万4千円とするもの。

議案第5号

令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）について
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632万2千円を追加し、総額をそれぞれ88億444万千円とするもの。

議案第6号

令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）について
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,065万6千円を減額し、総額をそれぞれ9億3,630万5千円とするもの。

議案第7号

令和7年度もとす広域連合一般会計予算について
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,260万円と定めるもの。

議案第8号

令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,100万円と定めるもの。

議案第9号

令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,620万円と定めるもの。



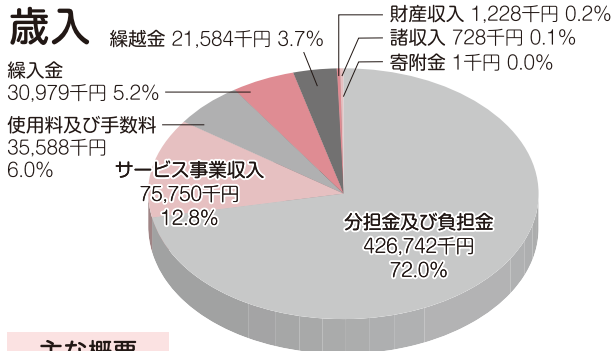
令和7年度 歳入歳出予算

とす広域連合の令和7年度予算の概要をお知らせします。

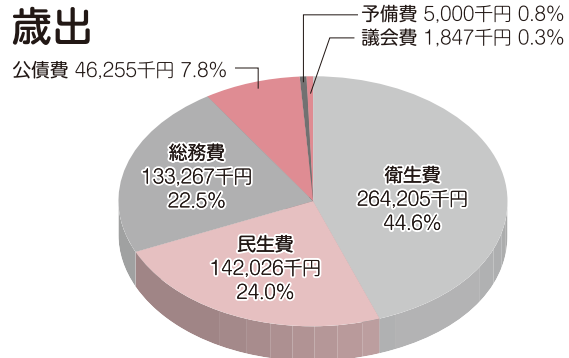
予算総額102億7980万円(伸率3.6%)

一般会計 5億9,260万円(伸率10.7%)

歳入



歳出

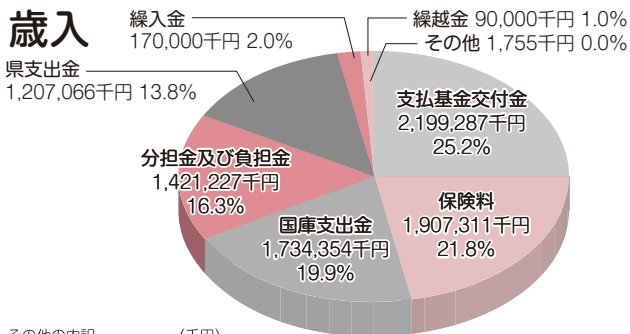


主な概要

- 一般会計予算は、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されています。
- 総務費の主な内容は、総務課職員および組織市町からの派遣職員の人件費をはじめ、公平委員会費、選挙管理委員会費、監査委員会費などに係る経費です。
- 民生費では、幼児療育センターの養護訓練運営費に1億4,066万1千円を計上し、児童発達支援事業の充実と相談支援事業の強化を図ります。
- 衛生費では、休日急患診療所の運営費として1,860万6千円を計上し、休日における医療体制を維持します。また、衛生施設（し尿処理施設）の運営費として、2億4,559万9千円を計上しました。

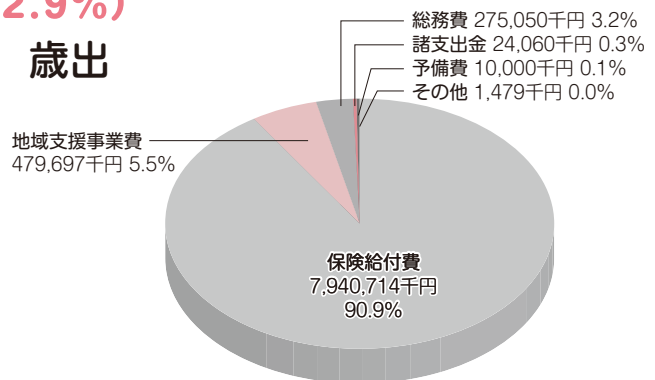
介護保険特別会計 87億3,100万円(伸率2.9%)

歳入



その他の内訳 (千円)	
財産収入	1,478
諸収入	250
使用料及び手数料	26
寄附金	1

歳出



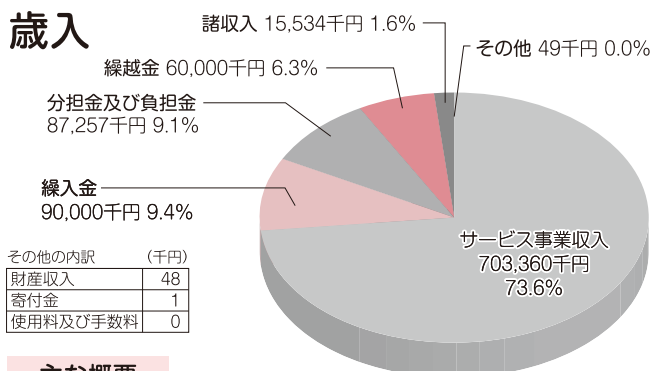
その他の内訳 (千円)	
基金積立金	1,478
財政安定化基金拠出金	1

主な概要

- 介護保険特別会計予算では、高齢者を地域で一体となって支援する地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みとして、主に各介護サービス事業による介護保険給付費および地域支援事業費として、関係経費を計上しました。
- 令和9年度から3年間の第10期介護保険事業計画の策定準備に要する予算を計上しました。

老人福祉施設特別会計 9億5,620万円(伸率6.6%)

歳入



主な概要

- 老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センターおよび居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所です。
- 老人福祉施設特別会計予算では、高齢者への福祉サービスの提供に要する事業費として、関係経費を計上しました。

※0.1%未満は、0.0%と表示してあります。

こんにちは。幼児療育センターです。

幼児療育センターには、相談支援事業所と児童発達支援事業所があります。今回は児童発達支援事業所で行われている療育について紹介します(相談支援事業所については、わっちら第98号をご覧ください)。

**幼児療育センターの児童発達支援事業所では、
お子さんとおうちの人と一緒に通い、「共に育つ療育」を提供しています。**

提供する具体的な療育支援

お子さんとおうちの方のニーズに合わせ、様々な形態を用意しています。

未就園児療育(0歳～3歳)

週1回～週2回のマンツーマン療育です。お子さんの興味関心をもとに遊び込むことで、愛着形成やコミュニケーションの土台を育てます。靴や衣服の着脱、食事、排せつなどの日常生活動作を繰り返し経験し、自分でできる事を増やしていきます。

幼児療育センターでは、未就園児療育、就園児療育共に、親子での活動を大切にしています。場面に合わせておうちの人にも参加していただき、お子さんの“できた”を実感し、おうちでの子育てに役立てていただいています。



就園児療育(年少児～年長児)

グループ療育 週1回3～10人前後のグループ(小集団)で療育を行います。協同遊び、集団遊びを通して、お子さんの“できた”をグループ全体で認め、グループ内での自己肯定感を高めることで集団への適応を促していきます。

個別療育 週1回、マンツーマン対応で療育を行います。お子さんの興味関心をもとに、遊びを通して自分で“できた”を増やし、自己肯定感を高めることでやる気を引き出し、発達を促します。
また、親子療育として1組の親子と支援員でチームとなり療育を行うこともあります。お子さんの興味関心をもとに、遊びを通して、愛着形成を支援し、親子共に自己肯定感を高めていきます。親子の安定した関わりが更なる発達支援に繋がります。

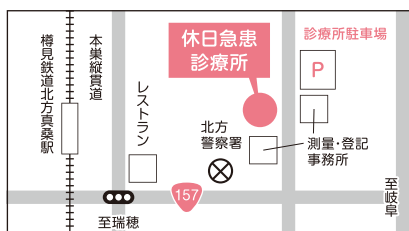
保護者の声

- はじめは教室で他のお友達と絵本を見ることも歌うこともできなくて不安でしたが、子どものできる事を先生が見つつけてくださるので、私も子どものできることに注目し、褒めてあげられるようになりました。今では親子で、療育の日を楽しみにしています。(未満児の母)
- 子の悩みも環境の変化で年次によって変わり、私1人だったら抱え込み爆発していたかもしれませんが、センターで先生に吐き出して受け止めていただく事で家族が笑顔で過ごす時間を増やすことができました。3年弱お世話になり、たくさんの先生が明るく声を掛けて目を合わせてくださいました。支援を求めればこんなにたくさん子どもや母を気にかけてくれる大人がいるということがこれからも心の支えです。(年長児の母)

2025 4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2025 5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

診療日をお間違えないようにお願いします。●…診療日



お願い

発熱の人は予約診療となりますので、必ず電話で受付をしてから受診してください。

※薬は原則、当日分のみの処方となります。

※受診時はマイナ保険証(健康保険証・資格確認書でも可)を持参してください。

※当番医は、もとず医師会ホームページを参照してください。

●診療科目／内科、小児科

●診療時間／午前9時～正午

(受付は午前11時30分まで)

●診療時間／午後1時～4時

(受付は午後3時30分まで)

●診療日／日曜日、祝日

●場所／北方町北方3219-25

(北方警察署東隣)

●電話／058-323-0523

(診療日・時間のみ)

休日急患診療所のご案内

大和園 特別養護老人ホーム入所までの流れ

入所には事前の申込みが必要です。

申込み後は入所の順番を決定するため随時判定会を行っています。

申込み順ではありませんので、まずはお申込みください！



入所申込み

●入所申込書、入所調査票(1)・(2)を大和園に提出

- ・入所申込書はご家族、入所調査票(1)・(2)は介護支援専門員が記載してください。
- ・入所申込書はもとす広域連合のホームページの申請書類ダウンロードページにあります(窓口配布も可能です)。

入所判定会 (入所の順番が決定)



●入所判定会は、年に3回開催(2・6・10月)

- ・開催月の前々月までに入所申込書の提出をお願いします。
- ・状況に応じて臨時に開催することがあります。
- ・緊急性の高い人が優先となるため、必ず順番が決定するわけではありません。

事前面接

●入所の準備

- ・入所の順番が近くなったら、担当者から連絡し、面談のうえ、入所予定者に直近のようすや要望などを確認します。



入所



●契約

- ・入所が決定した場合、担当者から連絡します。
入所について説明した後、契約となります。

大和園では特別養護老人ホームのほか、下記の日帰りや宿泊などの介護サービスを利用することができます。

通所介護・認知症対応型通所介護 (デイサービス・和デイサービス)

食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

認知症対応型通所介護では、認知症の利用者を対象にした専門的なケアも行っています。



短期入所 (ショートステイ)

一時的に介護ができない場合や介護負担の軽減などにより、短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

※4人部屋のみとなります。



居宅介護支援事業所

自宅で適切に在宅介護サービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などに沿って、ケア

プランを作成したり、計画されたサービスを提供する事業所との連絡・調整などを行います。



各サービスの詳細については、ホームページをご覧ください。



入所に関する相談・問い合わせや、介護に関する困りごとがありましたら、お気軽にご連絡ください。

老人福祉施設大和園

☎0581-34-2555



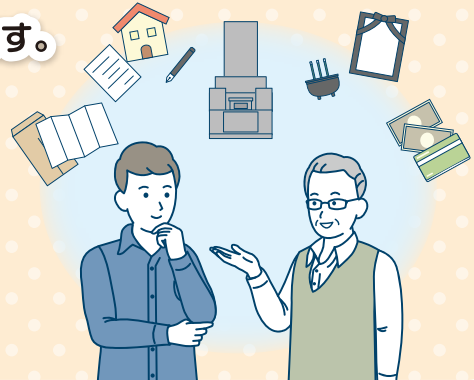
いつか来る“もしも”にむけて 人生最終準備はできていますか？

- いつか来る自分の最期に備えて、あなたの望む医療やケアを考えてみませんか？
- 考えたことをあなたの信頼する人たちと話し合ったり、書き留めたり、元気なうちにやってみませんか？

このような取り組みを「**人生会議**」と言います。

💡 やってみよう 💡

- ステップ1 大切にしていることを考えましょう
- ステップ2 あなたの思いを伝えてくれる人を選びましょう
- ステップ3 希望する医療やケアについて話し合いましょう
- ステップ4 書き留めておきましょう



《各市町の地域包括支援センター連絡先》

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地(ココロかさなるCCNセンター内)	☎ 058-327-4118 [FAX] 058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0491 本巣市早野255番地(本巣市役所内)	☎ 058-324-5166 [FAX] 058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地(北方町役場内)	☎ 058-323-5540 [FAX] 058-323-2114

～会計年度任用職員募集～

職種	勤務地	業務	資格要件など	報酬(別途、通勤手当相当額支給あり)	勤務時間、日数など
① 看護職員	老人 福祉施設 大和園	特別養護老人ホーム またはデイサービスの 生活医療業務	看護師	時給1,647円～1,684円	週37時間30分(5日勤務) 8:00～18:00のうち7時間30分 ※短時間勤務や勤務日数は応相談
			准看護師	時給1,577円～1,595円	
② 介護職員 (準常勤)		特別養護 老人ホームの介護業務 (夜勤あり)	介護福祉士 介護初任者研修修了者 など	時給1,515円	週33時間45分(週により4日勤務、5日勤務あり) 【日勤】6:15～22:00のうち7時間30分 【夜勤】22:00～翌朝6:30または 16:00～翌朝8:30 ※短時間勤務や勤務日数は応相談
③ 介護補助		特別養護老人ホーム またはデイサービスの 介護業務(夜勤なし)	資格不問	時給1,255円～1,332円	週37時間30分(5日勤務) 【日勤】6:15～22:00のうち7時間30分 ※短時間勤務や勤務日数は応相談
④ 療育指導員	幼児療育 センター	幼児療育センターに おける療育指導	下記資格をお持ちの人 (1種類で可) 言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、 保育士、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、 特別支援学校教諭免許、臨床心理士	時給1,463円 児童発達支援管理責任者 研修修了者は1,511円	週34時間(5日勤務) 原則として 【月】8:30～12:30 【火・水・木・金】8:30～17:00

＜問い合わせ・書類送付先＞

①～③ 老人福祉施設大和園 経営管理係 ☎ 0581-34-2555 〒501-1205 本巣市曾井中島1156番地4
④ 療育医療施設 幼児療育センター 総務係 ☎ 058-323-0584 〒501-0471 本巣市政田500番地1

【試験日】応募された人に後日通知します

【応募書類】履歴書、資格を証明する書類の写し
【応募期限】随時

職員採用情報
はこちらから→



募集内容は、随時更新しますので、
詳細はホームページをご覧ください。



瑞穂市・本巣市・北方町の医療機関・介護サービス事業所が
インターネットから検索できます。
【URL】 <https://carepro-navi.jp/motosukoiki>

